議会運営委員会会議録

- 1 日 時 令和5年12月12日(火) 午後1時53分~午後2時3分
- 2 場 所 議会運営委員会室
- 3 出席委員 6名

委員長菅原和子 副委員長笹森 波委 員熊谷克彦委 員千葉栄幸委 員板橋美保委 員長南良彦

4 委員外議員 3名

議長 菊地 忍 副議長 佐々木哲男議員 及川秀一

- 5 欠席委員 な し
- 6 事務局職員 事 務 局 長 大澤 博 次長兼議会総務係長 佐藤 恵子 主幹兼議事調査係長 若 林 潤
- 7 協議事項付議事件
 - (1) 議会の運営に関する事項について
 - ① 追加議案の取扱いについて
 - (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項に ついて
 - ① 名取市議会タブレット端末運用規程について
 - (3) 議長の諮問に関する事項について
 - ① 議員の派遣について

- (4) 議会基本条例の検証に関する事項について
 - ① 名取市議会基本条例実施計画について

午後1時53分 開会

○委員長(菅原和子) 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例 第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから議会運営委員会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の委員会は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

本日の協議に必要な資料の一切をお手元に配付しておりますので、御了承願います。

これをもって諸般の報告を終わります。

それでは、議事に入ります。

初めに、追加議案の取扱いについてを議題といたします。

書記より説明をいたさせます。

○書記(若林 潤) 追加議案の取扱いについて御説明いたします。

まず、次第書の1ページの①追加議案の件名についてです。

今回、新たに提出された追加議案は4か件です。

まず、条例議案の1か件として、議案第107号 名取市国民健康保険税条例の一部を改正する条例です。

次に、議案第108号 和解についてです。

次に、補正予算議案の2か件として、議案第109号 令和5年度名取市一般 会計補正予算(第8号)及び議案第110号 令和5年度名取市国民健康保険特 別会計補正予算(第3号)です。

次に、② 取扱い案について御説明いたします。

あわせて、資料1、議事日程第4号を御覧ください。

初めに、ア 提案理由説明について、日程第22 議案第103号 町の区域を 新たに画することについての採決の後、追加議案4か件を一括上程し、市長よ り提案理由の説明を受けます。

次に、イ 審議日については、提案理由説明の後、直ちに審議するものです。

次に、ウ 審議方法ですが、議案上程の後、議案第107号については、冒頭

に健康福祉部長による補足説明を受け、質疑を行います。質疑の後、委員会付託を省略いたしまして、討論、採決となります。次に、議案第108号については、冒頭に教育部長による補足説明を受け、質疑を行います。質疑の後、委員会付託を省略いたしまして、討論、採決となります。次に議案第109号及び議案第110号については、質疑の後、委員会付託を省略し、討論、採決を行います。いずれの議案についても採決方法は起立採決といたします。

追加議案の取扱いについて、説明は以上です。

○委員長(菅原和子) ただいま追加議案の取扱いについて、書記より説明 をいたさせましたが、御意見等がありましたらお伺いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(菅原和子) お諮りいたします。追加議案の取扱いについては、原 案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(菅原和子) 御異議なしと認めます。よって、追加議案の取扱いについては原案のとおり決定いたしました。

次に、名取市議会タブレット端末運用規程についてを議題といたします。 書記より説明をいたさせます。

○書記(若林 潤) 名取市議会タブレット端末運用規程について説明いたします。資料2を御覧願います。

名取市議会タブレット端末運用規程につきましては、議会ICT化推進特別委員会で調査、検討を重ね、令和5年5月22日の議員全体会議を経て、令和5年6月定例会で「議会ICT化推進特別委員会調査報告書」を提出しており、その中に「名取市議会タブレット端末運用規程」も含めて報告しているところです。この度は、タブレット端末運用規程について、すでに内容は御確認いただいておりますが、規程を設けるに当たり御協議いただき、議会運営委員会で決定するものです。なお、この規程の施行期日については、タブレット端末使用開始日の令和6年2月1日から施行とする案です。

また、議会運営委員会で決定を行う理由としましては、平成25年2月の議会 運営委員会において、条例と会議規則は本会議に上程すること、そのほかは議 会運営委員会で決定することになっていることから、今回の議会運営委員会で 決定をお願いするものです。

名取市議会タブレット端末運用規程について、説明は以上です。

○委員長(菅原和子) ただいま、名取市議会タブレット端末運用規程についてを説明いたさせましたが、このことについて、委員各位より御意見をお伺いして協議を進めてまいりたいと思います。

休憩をして進めてまいります。

暫時休憩いたします。

午後1時58分 休憩

【休憩中の概要】

・原案のとおりとし、令和6年2月1日から施行することとした。

午後1時59分 再開

○委員長(菅原和子) 再開いたします。

名取市議会タブレット端末運用規程については、休憩中の協議のとおりとすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(菅原和子) 御異議なしと認めます。それでは、そのように決定いたしました。

次に、議員の派遣についてを議題といたします。

初めに、書記より説明をいたさせます。

○書記(若林 潤) 御説明いたします。

次第書の1ページ下段と、資料3を御覧願います。

地方自治法第100条第13項及び名取市議会会議規則第156条の規定により、議員を派遣するものです。

派遣の内容は、宮城県市議会議長会春季定期総会です。

派遣場所は塩竈市、派遣期間は令和6年1月25日木曜日です。派遣議員は菊 地 忍議長と佐々木哲男副議長です。

次に、取扱い案については、次第書の1ページ3の(1)の②に記載のとおり、12月15日金曜日、議会案第7号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充、

全国一律最低賃金制度の確立を求める意見書についての採決の後に上程いたします。

採決方法については、簡易採決とするものです。

なお、議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任 するものです

議員の派遣については以上です。

○委員長(菅原和子) ただいま議員の派遣について説明をいたさせましたが、御意見等がありましたらお伺いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(菅原和子) お諮りいたします。議員の派遣については、原案のと おり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(菅原和子) 御異議なしと認めます。よって、議員の派遣について はそのように決定いたしました。

次に、名取市議会基本条例実施計画についてを議題といたします。

実施計画最終評価につきましては、前回開催した本委員会において、委員長案として作成した最終報告書(案)を、委員各位で修正・追記・削除したものを事務局で取りまとめ、次回の議会運営委員会でお示しし、改めて協議することとしておりました。

初めに、このことについて書記より説明いたさせます。

○書記(若林 潤) 名取市議会基本条例実施計画最終評価について、御説明いたします。

まず、委員各位より修正箇所の御意見はありませんでしたので、前回の委員会でお示した最終報告書(案)と大きく変更はしていないところですが、文字を太字にしたり字体を統一するなど、見やすくするために若干の修正を事務局の方で加えさせていただきました。

本日で最終報告書(案)の作成完了とさせていただきたいと思います。

なお、名取市議会基本条例実施計画最終報告書については、この最終案をもって、12月中に議会運営委員会委員長から議長へ提出したいと思います。その後、議員各位へ配付したいと思います。あわせて、ホームページ及び議会だよ

りで公表する予定としております。説明は以上です。

○委員長(菅原和子) ただいま、実施計画最終評価について説明いたさせま したが、このことについて、委員各位より御意見をお伺いして協議を進めてま いりたいと思います。

休憩をして進めてまいります。

暫時休憩いたします。

午後2時2分 休憩

【休憩中の概要】

- 原案のとおりとした。
- ・簡易な語句、数字、その他整理を要する事項があった場合については、委員 長に一任することとした。
- ・最終報告書については、12月中に委員長から議長へ提出することとした。

午後2時3分 再開

○委員長(菅原和子) 再開いたします。

名取市議会基本条例実施計画については、休憩中の協議のとおりとすること に御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(菅原和子) 御異議なしと認めます。それでは、そのように決定いたしました。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

これをもって本日の議会運営委員会を終了いたします。

大変お疲れさまでした。

午後2時3分 散会

令和5年12月12日

議会運営委員会

委員長 菅原和子